

横浜市動物愛護管理行政推進の基本的考え方

平成 23 年 4 月

横浜市

1 基本的考え方

最近の横浜市内の犬や猫をはじめとする動物の飼育状況は、家族の一員としての「伴侶動物」と位置づけられるなど、以前に比べ大きく変化しています。しかし一方では、犬や猫の飼育をめぐる苦情が少なからず寄せられており、なかには飼い主と周辺住民と感情的なトラブルに発展するなど、けっして良好とはいえない状況も見受けられます。

367万人もの人口を有し、住宅密集地域も数多く存在する横浜にあっては、今まさに「人と動物の調和のとれた共生」の実現が強く望まれています。

そのためには、飼い主、動物関係事業者、地域の住民、行政など、動物に関わるすべての人々が、犬や猫等の動物を、「動物愛護の精神」に基づき共存する「伴侶」として捉え、それぞれお互いの立場や役割を十分に尊重し行動することが、この共生社会の実現につながると考えております。

2 施策展開にあたって

動物愛護管理行政を推進するため、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市の五市及び神奈川県が中心となり、神奈川県動物愛護管理推進計画が策定されました。

この計画の施策展開にあたっては、次の3つの大きな柱に基づき、具体的な施策別の取り組みについて目標を掲げ、設定しています。

横浜市においては、県及び政令4市と連携し、計画の目標を達成するため、動物愛護センターを動物愛護管理行政の拠点として、動物の愛護及び管理に関する施策の展開に取り組んでいきます。

神奈川県動物愛護管理推進計画における数値目標（10年後の数値指標）

項目	数値指標（H18年度実績対比）
動物の致死処分数	50%の減少
動物の苦情件数	10%の減少
犬の返還・譲渡率	総引取数のうち75%以上
猫の譲渡率	総引取数のうち12%以上

本市の数値目標

	動物種	H18年度実績	H29年度末目標※1
引取数の半減	犬	645頭	322頭以下
	猫※2	3,511頭	1,755頭以下
処分数の半減	犬	234頭	117頭以下
	猫※2	3,378頭	1,689頭以下

※1 神奈川県動物愛護管理推進計画の数値目標は、5年後（H25年度）を目途に見直しを行っています。

※2 負傷猫等は含まない。

3 施策展開の3つの大きな柱

(1) 動物の愛護等に関する意識の醸成（大きな柱 1）

「人と動物の調和のとれた共生」の実現を図るには、地域を対象にした様々な動物愛護活動を盛り上げていくことが重要となります。

しかし、犬や猫などの動物に対する感情や価値観などが個人ごとに異なる状況にあつて、この活動を盛り上げるには、非常に多くの時間と労力が必要とされます。

基本とするのは動物の生命や存在を尊ぶ動物愛護に関する意識であり、これが世代や地域など市民の各層で共有され、醸成されることが必要であると考えます。

○施策1 動物愛護の普及啓発

(2) 共生に向けた総合的・体系的対策の取組（大きな柱 2）

動物を飼育することは今や市民の多様なライフスタイルのひとつになっています。

しかし、飼い主のなかには、動物の習性や生理を十分理解すること、周辺環境に配慮した飼育をすること、動物の生命を尊び、良きパートナーとして終生飼育すること、また、定期的な予防接種や感染症の予防など健康管理に関することなど、その果たすべき役割が広い範囲に及ぶことを理解されず、衝動的に飼われる状況も見受けられます。

そこで、これらの飼い主に対する普及啓発や指導など施策について、動物関係団体等の協力により長期的、効果的かつ体系的に取り組んでいきます。

○施策2 動物の引き取り数の減少

○施策3 動物による危害や迷惑の防止

○施策4 遺棄・虐待防止の取組み

○施策5 動物取扱業の適正化

○施策6 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

○施策7 人と動物との共通感染症への取組み

(3) 関係者間の協働関係の構築及び基盤整備（大きな柱 3）

動物の愛護及び管理に関する施策を実効性あるものとして展開するためには、行政機関、獣医師、動物取扱業者、動物愛護団体等が適切な役割分担のもとに、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークを重層的に構築していく必要があります。

また、これらの施策の推進を図るためには、支える社会的基盤の整備が重要であり、関係団体等との協働関係の構築や動物適正飼育推進員の委嘱の推進等を進めていきます。

○施策8 災害時対策

○施策9 人材育成

○施策10 調査研究の推進

4 施策別の取組

施策1	動物愛護の普及啓発
------------	------------------

動物の愛護及び管理に関する法律第2条の基本原則には、「動物が命あるものであることをかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」と規定され、動物が人と一緒に生活する存在として地域に受け入れられるために、動物の習性や生理を理解し、適正に飼育することが求められています。

そこで本市では、多くの飼い主や地域住民の共感を得て、多くの市民が参加するような施策を地域、学校、家庭等を対象に展開していきます。

特に、動物に対する関心は、子供の頃から芽生え、急速に成長することから、この時期に動物とのふれあいなどの機会を通して、動物愛護に関する気持ちを醸成していきます。

そして、教育活動や広報活動など、様々な方法を用いて飼い主の果たすべき役割を周知し動物愛護の推進を図ります。

施策2	動物の引き取り数の減少
------------	--------------------

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が平成18年に基本指針を定めています（平成18年10月31日環境省告示第140号 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に実現するための基本的な指針）。

本指針では、近年の少子高齢化等を背景とした家庭動物等の飼育に対する志向の高まりを受け、国民の約3分の1が動物を飼育していると報告しています。一方では、犬や猫の引取数は年間約42万頭（平成16年度参考数字）であり、そのうち約94%が致死処分となっている実態があります。

このような状況の中で、基本指針では10年後の引取数の半減とともに、返還及び譲渡を推進することにより、致死処分率の減少を図ることが明記されています。

そこで本市では犬や猫のみだりな繁殖を防止し、飼育される見込みのない子犬、子猫を増やさないために、昭和63年度から犬、猫の不妊去勢手術推進事業として、不妊去勢手術費用の一部助成を行ってきました。

本市の犬や猫の引取数は昭和63年度と平成21年度を比較して、犬で約7%（昭和63年度：5,426頭、平成21年度：389頭）、猫で約20%（昭和63年度：12,163頭、平成21年度：2,372頭）に減少しましたが、今後も飼い主等への啓発を継続して行い、引取数の減少に努める必要があります。

また、個体識別手法を活用した所有者明示措置（鑑札、マイクロチップ等）を推進することにより、飼い主への返還を進めます。

さらに、横浜市獣医師会をはじめとした動物関係団体で組織する譲渡推進ネットワークを充実させ、譲渡の機会を増やす取組を進めていきます。

これらを総合的に推進することで、引取り頭数の減少を図っていきます。

施策 3	動物による危害や迷惑の防止
-------------	----------------------

動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律によると「動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」とされています。

本市では、これまで市ホームページ、広報よこはま、リーフレットの配布などにより、適正飼育や終生飼育について啓発してきましたが、今後も引き続き周辺住民の生活環境に配慮した普及啓発や飼い主指導を行っていきます。

施策 4	遺棄・虐待防止の取組み
-------------	--------------------

動物に過度なストレスを加えたり、しつけを逸脱した暴力行為を行うなどの虐待や、飼育困難による遺棄はいうまでもなく犯罪です。

動物が命あるものであることを踏まえた適正飼育方法、禁止行為の周知徹底等を行うことにより、これらの防止に向けた普及啓発を推進します。

施策 5	動物取扱業の適正化
-------------	------------------

動物取扱業者は、動物の販売、展示等を行うほか、新たに動物を飼育しようとする人に対して、動物の特性や習性などについて説明し、適正飼育や動物の良きパートナーとなるように促す役割も担っています。

しかし、動物取扱業者に係わるトラブルや苦情等の発生もあり、より一層の適正化を図るため、監視・指導や研修を実施し、動物取扱業者の知識や技術の向上を図っています。

施策 6	実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
-------------	-----------------------------

実験動物や産業動物においても、飼育されている動物が動物の愛護及び管理の観点から、不適正な飼育管理がなされないよう関係団体等との連携のもと、これらの動物を取り扱う施設の飼育実態を把握し、適正な飼育管理を推進します。

施策 7	人と動物との共通感染症への取組み
-------------	-------------------------

人と動物の共通感染症は、犬やねこなどの動物から様々な状況で人に感染する可能性があることから、市民がそれらの感染症から身を守り、健康を維持できるよう、正しい知識や動物との適正な関わり方について情報提供し、感染予防に努めます。

とりわけ動物の飼い主や動物取扱業者など、動物に関わる人に対して、その発生予防及び拡大防止を図ります。

施策 8	災害時対策
-------------	--------------

災害発生時には、負傷動物を治療する動物救援病院や放浪している犬や猫を保護する動物救援センターの設置及び地域防災拠点での同行避難など、災害救援体制を構築します。

また、動物の救護が円滑に進むように、逸走防止やマイクロチップの装着を推進します。

施策 9	人材育成
-------------	-------------

動物問題を解決するには、市民等の協力や支援等が必要であり、本市では行政をはじめ公募市民、動物関係団体、横浜市獣医師会、大学教授等の有識者で構成される「人と動物との共生推進よこはま協議会」を設置し、横浜市動物適正飼育推進員の委嘱とその活動の支援を行っています。

今後もこれら横浜市動物適正飼育推進員や市民ボランティアと協働して各種施策に取り組みます。

施策 10	調査研究の推進
--------------	----------------

動物愛護及び管理における様々な施策に生かすため、市内で飼育されている動物の飼育実態等を把握する調査研究を推進します。



5 本市の状況

(1) 動物の愛護及び適正飼育の普及啓発 【施策1】

畜犬センターでは、動物のふれあい活動やしつけ方教室等を行うスペースがないため、市内幼稚園、小学校等へ出張して、犬に関する講義や啓発犬を使用したデモンストレーションによるふれあい活動やしつけ方教室等を年37回（H21年度実績）開催し、2,284人が参加しています。また、とりわけ問題行動のある犬についても、区役所の要請に応じて、飼い方の個別指導を行っています。

表1 動物愛護普及啓発事業（畜犬センター実施）（過去5年）

	H17	H18	H19	H20	H21
実施回数	33	39	37	43	37
参加者	3,758	3,879	2,940	2,546	2,284

(2) 犬の登録、狂犬病予防注射接種率の低下 【施策2】

犬の総登録頭数（21年度末）は、171,789頭（新規登録頭数15,094頭）と年々増加しています。一方、狂犬病予防法で義務付けられている予防注射の済票交付数（21年度実績）は、132,381頭（接種率77.1%）となっており、接種率については減少傾向にあります。

〈狂犬病について〉

わが国では、国内で狂犬病が50年以上発生しておりませんが、発症するとほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。

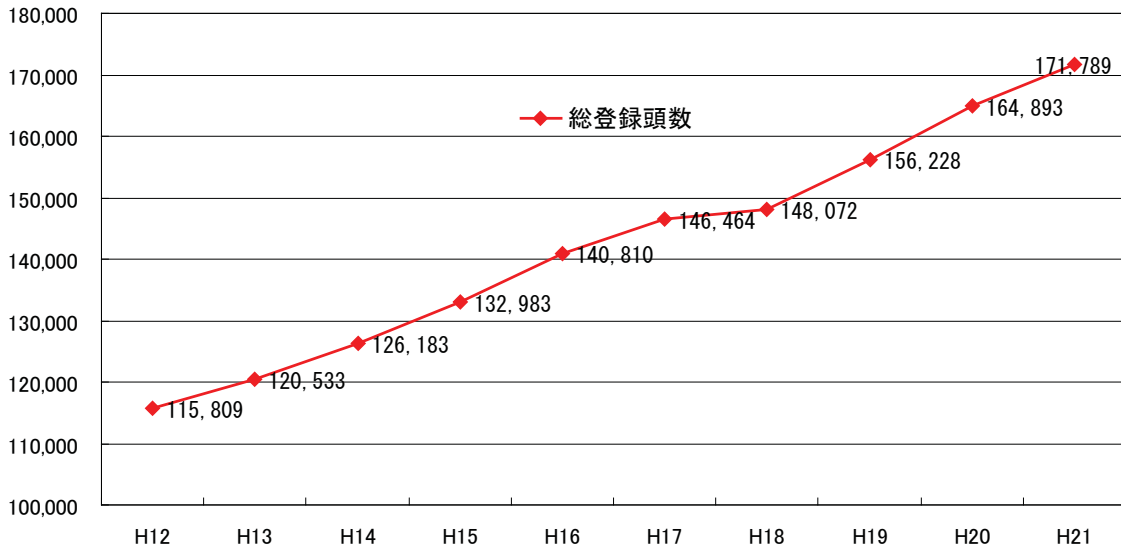
国内で狂犬病が発生した場合、感染拡大を防止するために、日ごろから犬の狂犬病予防注射接種率を高いレベルで保持することと同時に、接種の証明である狂犬病予防注射済票を首輪につけ、明示することにより、誰の目にもその犬が狂犬病に感染しないことを証明することが重要であります。

表2 市内の犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況（過去10年）

	H12	H13	H14	H15	H16
犬の総登録頭数	115,809	120,533	126,183	132,983	140,810
犬の新規登録頭数	12,309	12,689	13,544	14,916	16,382
狂犬病予防注射済票交付数	97,994	100,402	103,985	114,570	118,336
狂犬病予防注射接種率	80.8%	83.4%	83.6%	79.3%	77.1%
	H17	H18	H19	H20	H21
犬の総登録頭数	146,464	148,072	156,228	164,893	171,789
犬の新規登録頭数	15,865	16,521	16,996	15,963	15,094
狂犬病予防注射済票交付数	118,336	123,512	130,639	130,716	132,381
狂犬病予防注射接種率	80.8%	83.4%	83.6%	79.3%	77.1%

頭

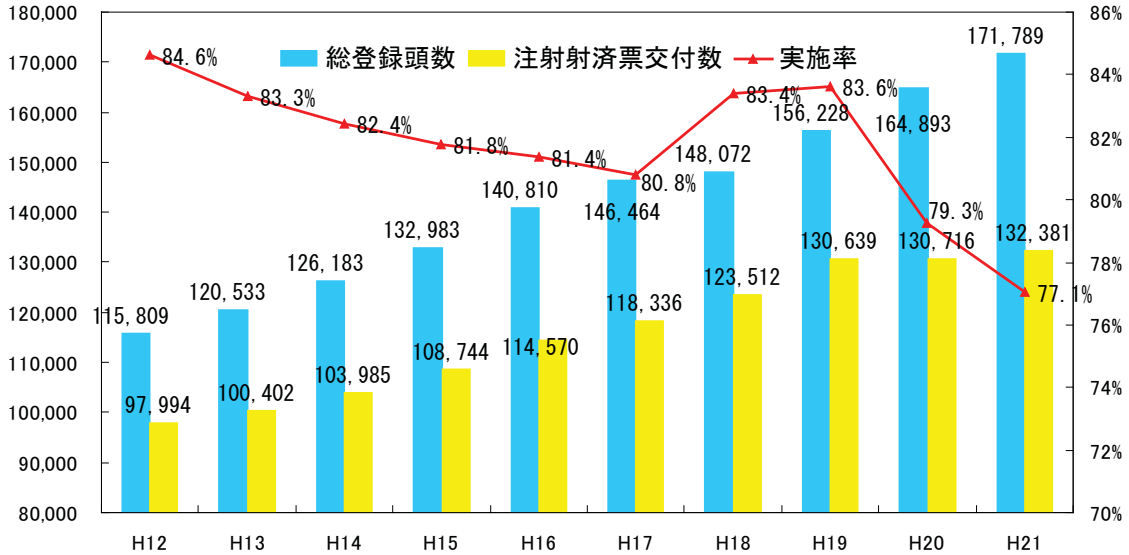
【図1】総登録頭数（過去10年）



頭数、交付数

【図2】狂犬病予防注射実施状況（過去10年）

接種率



(3) 犬、猫の引取り 【施策2】

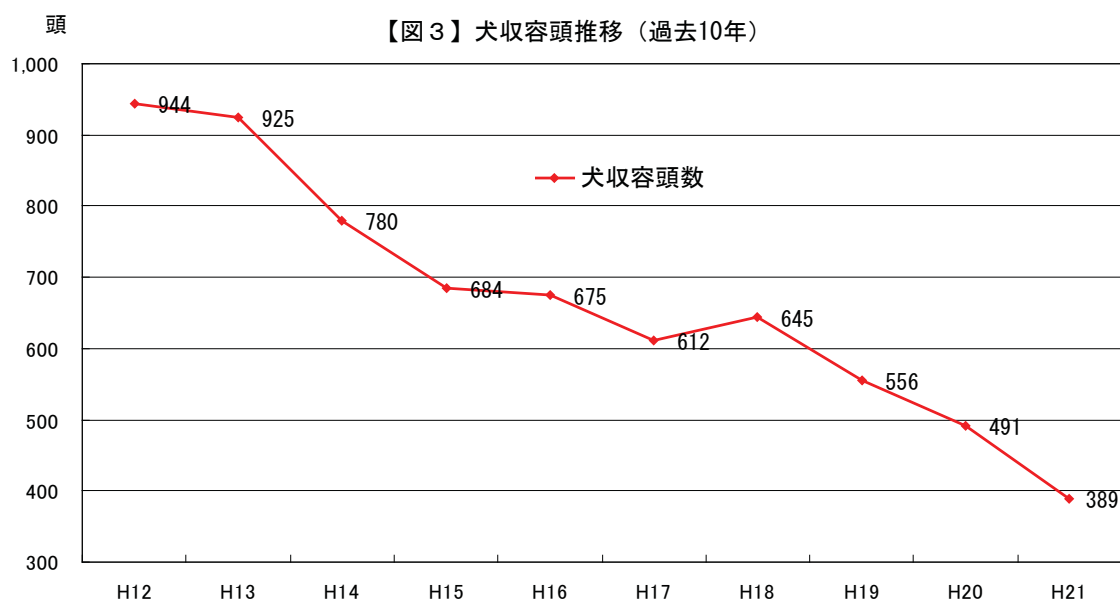
犬、猫の引取総数（21年度実績）は、犬が389頭、猫が2,387頭で、毎年着実に減少しています。

犬については、飼えなくなった犬や迷い犬の引取りが多数を占めており、いわゆる野犬というものほとんどいないことから、飼い主に対して、放し飼いの防止や終生飼育の意識の徹底を図っています。

また、猫については、多くが飼い主の判らない子猫等の引取りであり、横浜市獣医師会をはじめ、動物関係団体等の協力により引取った子猫等のうち、毎年400頭を超える個人譲渡があります。

表3 犬関係業務実績（過去10年）

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
引 取 内 訳	捕獲	111	104	77	67	60	51	60	49	34	20
	飼い主不明犬	575	553	488	428	425	392	423	361	341	290
	負傷犬	11	8	13	8	8	9	7	5	6	0
	飼えなくなった犬	247	260	202	181	182	160	155	141	110	79
引取総数		944	925	780	684	675	612	645	556	491	389
引 取 後	返還頭数	372	348	337	298	289	263	297	265	238	218
	譲渡頭数	141	127	98	55	86	79	114	85	65	67
	致死処分頭数	431	450	345	331	300	270	234	206	188	104



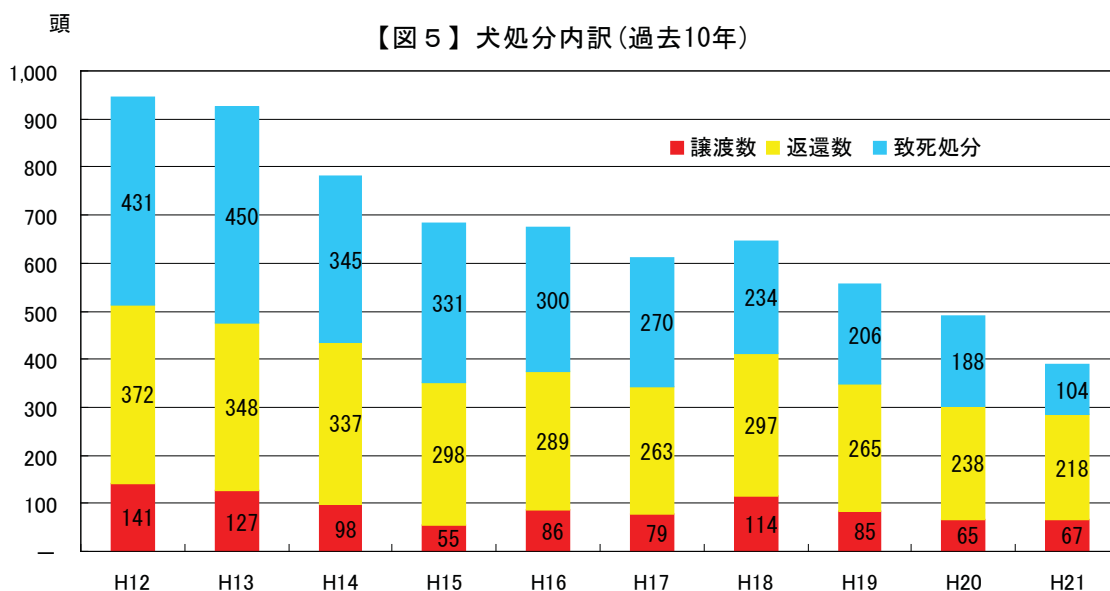
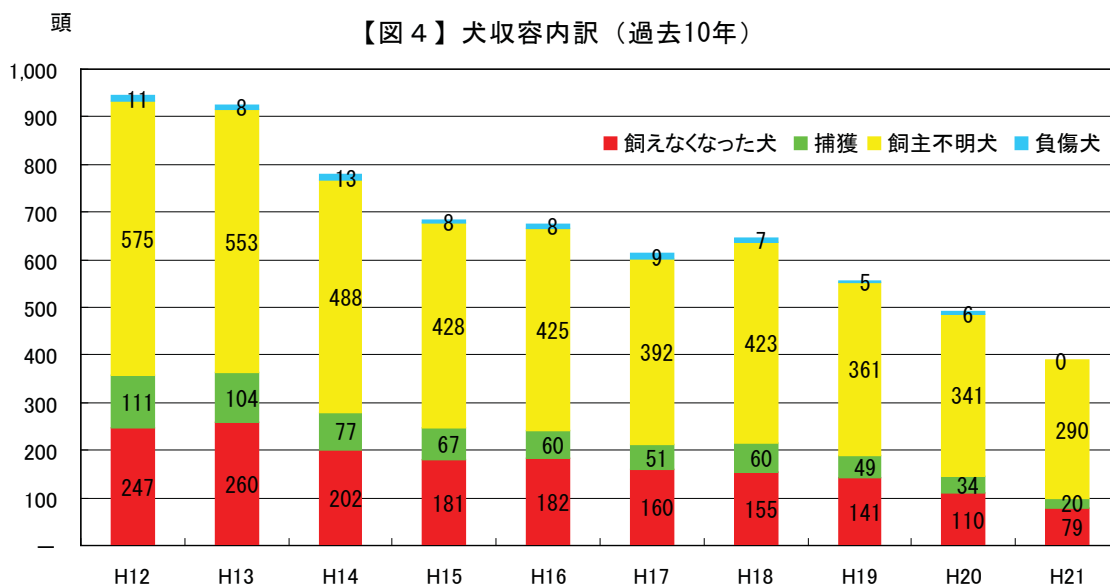
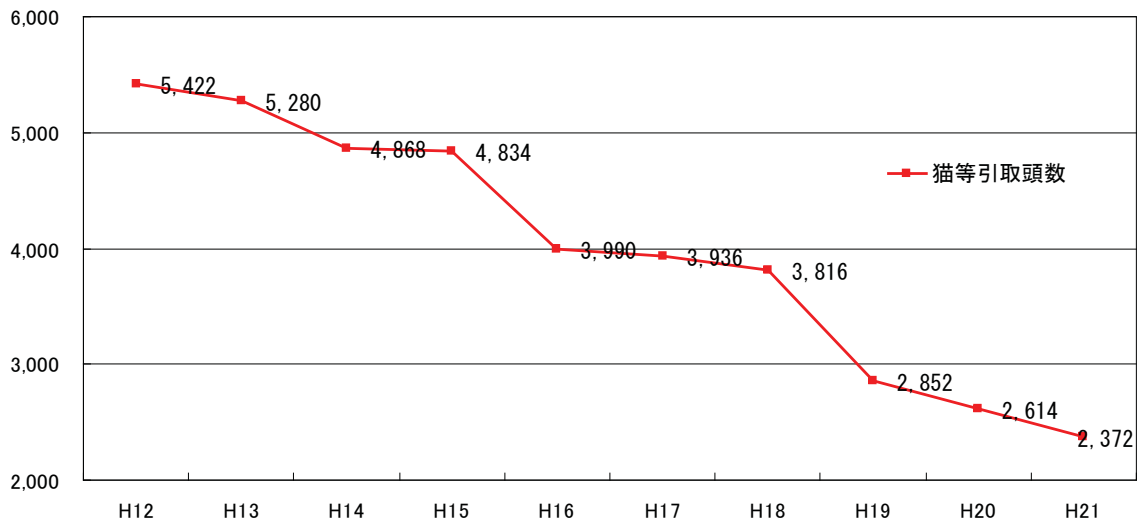


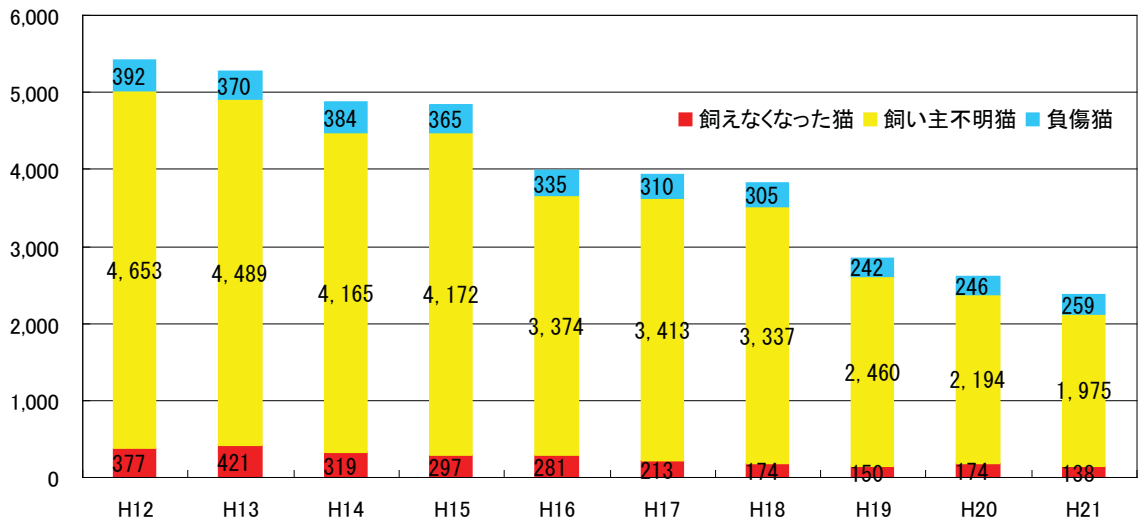
表4 猫関係業務実績（過去10年）

		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
引 取 内 訳	飼い主不明猫	4,653	4,489	4,165	4,172	3,374	3,413	3,337	2,460	2,194	1,975
	負傷猫	392	370	384	365	335	310	305	242	246	259
	飼えなくなった猫	377	421	319	297	281	213	174	140	174	138
引取総数		5,422	5,280	4,868	4,834	3,990	3,936	3,816	2,852	2,614	2,372
引 取 後	返還	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
	譲渡頭数	379	425	485	562	532	521	438	404	509	465
	致死処分頭数	5,043	4,855	4,383	4,272	3,458	3,456	3,417	2,477	2,127	1,921

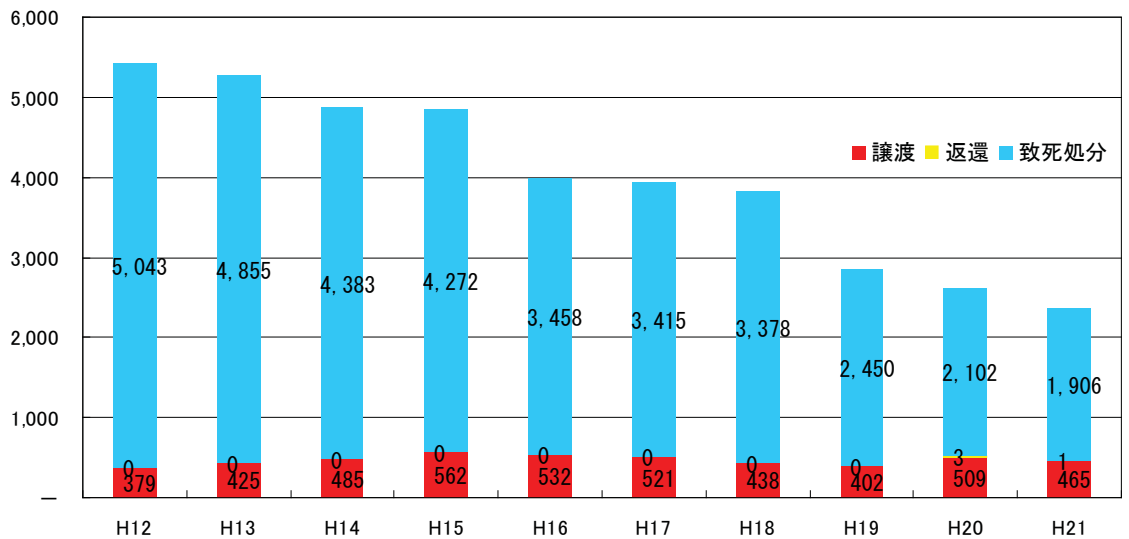
頭 【図6】猫引取頭数推移（過去10年）



頭 【図7】猫引取内訳（過去10年）



頭 【図8】猫処分内訳（過去10年）



(4) 犬、猫による危害や迷惑に対する取組 【施策3】

本市に電話等で寄せられる犬、猫の苦情件数（21年度実績）は、犬が4,148件、猫が3,703件で、減少傾向にあるものの依然として苦情が多い状況となっています。

犬の苦情内容をみると、「ふん・尿の被害」が最も多く、次いで「鳴き声」、「放し飼い」となっています。

犬の苦情では、飼育する人が増える中で、飼い主としての責務を果たさない飼育マナーの欠如によるものが多く、最近では、散歩中に犬がしたふん・尿の不始末だけでなく、犬の飼い主が公園等をドッグランのように放し飼いする苦情も寄せられています。（人等を咬む咬傷事故に発展するケースもあり、場合によっては人の身体を傷つける重大な事故となります。）

猫の苦情内容をみると、犬と同様に「ふん・尿の被害」が最も多く、次いで「臭気・毛」、「身体・器物の被害」となっています。

猫の苦情では、猫は犬とは異なり、法令で登録や繋いで飼うことが規定されていないため、猫の習性や行動等に起因する苦情が寄せられていますが、飼い主を特定することが難しいため、問題が解決されないケースもあります。

本市では、特に猫についてのトラブル減少や予防をするために、平成22年5月に「猫の適正飼育ガイドライン」を策定しました（平成24年現在改訂中）。

表5 犬、猫の苦情件数（過去10年）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
犬	4,704	5,516	5,118	5,535	5,353	6,678	7,090	7,279	4,961	4,148
猫	5,950	6,635	4,686	5,359	4,885	5,649	5,632	4,872	3,915	3,703
合計	10,654	12,151	9,804	10,894	10,238	12,327	12,722	12,151	8,876	7,851

【図9】犬・猫の苦情件数推移（過去10年）

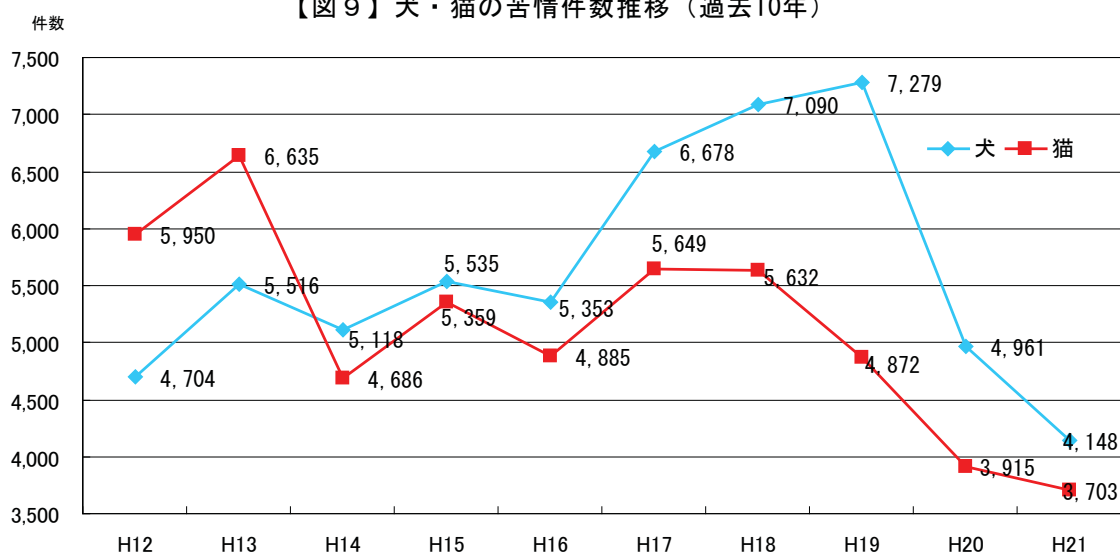


表 6 年度別苦情順位（過去 5 年）

動物	順位	H17	H18	H19	H20	H21
犬	1	ふん・尿の被害	ふん・尿の被害	ふん・尿の被害	ふん・尿の被害	ふん・尿の被害
	2	放し飼い	放し飼い	放し飼い	鳴き声	鳴き声
	3	鳴き声	鳴き声	鳴き声	身体・器物の被害	放し飼い
猫	1	ふん・尿の被害	ふん・尿の被害	ふん・尿の被害	ふん・尿の被害	ふん・尿の被害
	2	臭気・毛	臭気・毛	臭気・毛	臭気・毛	臭気・毛
	3	身体・器物の被害	身体・器物の被害	身体・器物の被害	身体・器物の被害	身体・器物の被害

表 7 犬による咬傷事故届出件数（過去 10 年）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
事故届出件数	135	122	112	121	114	121	121	133	85	88

(5) 遺棄・虐待の防止 【施策4】

本市では、過去に猫に対する虐待事件が発生しておりますが、かなりの事例において動物に対する遺棄や虐待を誰が行ったのか、特定できないケースがあります。


市民から通報される遺棄の情報は、猫についてのものがほとんどで、その内容は、家の前やマンションの敷地内などに、ダンボールに入れられた生まれたばかりの子猫が放置されているというものです。

これは飼い主がその責任を果たさず、不妊去勢手術などの措置を講じないために、繁殖させてしまった結果、自分で飼うことができないだけでなく、猫の生命について軽んじた行為です。また、自宅敷地内に飼い主の判らない猫が子猫を生んでしまい、処分に困って動物病院の前などに置いていくケースもあり、飼い主の責任意識の欠如により遺棄されている状況です。


次に、虐待の情報は、脚が切れた猫がいる、矢の刺さったハトがいるなどのほかに、ペットショップで販売されている動物が餌や水を与えられていない、ペットショップで売られている犬が小さすぎるなど、多岐にわたります。

遺棄、虐待については、その多くは飼い主等がその責務を果たせば防止できますが、その行為自体が犯罪であることを市民に広く周知し、未然に防ぐことが一番の方策です。

【参考2】虐待防止啓発



動物を虐待することは 法律で禁止されています



横浜市内で不審死などの猫の虐待が疑われる事件についての情報が寄せられています。
虐待は『動物の愛護及び管理に関する法律』違反となります。
皆様方の周りで、不自然なけがを負ったり、餌や水を十分に与えないなど不適正な管理による虐待に関する情報等がありましたら、ご連絡をお願いします。

動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

4 前三項において『愛護動物』とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

連絡先

- 横浜市健康福祉局食品衛生課動物保護管理係 TEL: 671-2467 FAX: 641-6074
- 各区役所生活衛生課

区	電話番号	区	電話番号
鶴見	510-1842~3	金沢	769-7971~2
神奈川	411-7141~2	港北	540-2370~1
西	320-8442~3	緑	930-2365~6
中	224-8337~8	青葉	978-2463~4
南	743-8261~2	都筑	949-2356~7
港南	847-8444	戸塚	866-8474~5
保土ヶ谷	334-6361~2	栄	894-6967
旭	954-6166~7	泉	800-2451
磯子	750-2451	瀬谷	367-5751

● お近くの警察など

横浜市保健所ホームページ掲載

(6) 動物取扱業 [施策5]

本市では、18年度の動愛法改正以降、毎年100件以上の新規登録があります。

動物取扱業者については、においが臭い、水や餌が与えられていないなどの苦情が寄せられるため、20年度から動物取扱業の定期監視を開始し、動物取扱業の表示や台帳などを確認し、不備があれば口頭又は書面で指導しています。

今後も、動物取扱業者の法令遵守を徹底し、動物取扱責任者の意識の向上を図るための研修を充実する必要があります。

〈動物取扱業者について〉

本市では、18年度の動愛法改正前は、動物取扱業者について条例で事業所ごとの届出制とし、各施設に1名以上の動物取扱主任者を設置すること、動物取扱主任者は事業開始前に市が実施する講習会を受講することを義務付けていました。

18年度の改正動愛法施行に基づき、全国一律で動物取扱業が業種ごとの登録制になり、また、これまで動物取扱業の対象外であったインターネットによる仲介業、ペットシッターなど事業所で動物を取り扱わなくても、動物取扱業として登録することが必要になりました。このほか、改正法では動物取扱責任者と規定され、行政が実施する研修の年1回以上の受講も義務付けられました。

表8 動物取扱業登録数 (H19法改正以降)

		H19	H20	H21
新規登録件数※		607	125	121
登録総数		1,270	1,331	1,384
内 訳	販売業	414	434	440
	保管業	662	691	730
	貸出し業	49	48	50
	訓練業	111	122	128
	展示業	34	36	36
施設数		958	995	1,034

※法改正以前の届出制当時から営業している業者は含まない。

表9 動物取扱業者に対する苦情件数 (H19法改正以降)

	H19	H20	H21
苦情受付件数	73	50	37

表10 動物取扱業定期監視数 (H19法改正以降)

	H19	H20	H21
定期監視数 (延べ)	—	586	427
不備あり施設数		322	238

表 1 1 動物取扱業の業種

業種	業の内容	該当する業者の一例
販売（取次ぎ又は代理を含む）	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者、飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、美容業者（動物を預かる場合）、ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

(7) 災害時の対策 【施策8】

近年、兵庫県南部地震（阪神淡路大震災）や新潟県中越地震など、日本を襲った災害時に、犬、猫の飼育者が避難所には入れず、自家用車の中での生活を強いられたこと、人の避難しか許されず犬、猫が自宅に取り残されたこと、飼い主の判らない犬、猫が多く収容されたことなどが報道され、これを見た市民から、本市の災害時ペット対策についての問い合わせや要望等を受けていました。

本市では、これらの要望や今後予測される東海大地震に備え、横浜市獣医師会、動物関係団体及び本市関係部局等と災害時のペット対策について協議を進め、22年5月に「災害時のペット対策」を策定しました。

その内容については、①地域防災拠点でのペット飼育のルールや災害に備えた日ごろの心構えなどの同行避難対応ガイドライン、②災害時に放浪犬等を保護収容する動物救援センター（市内5カ所）について、③災害時に負傷した飼い犬や飼い猫を治療する施設としての動物救援病院（※）を掲載しています。

そのほか、災害時に備え、18区役所、畜犬センター、獣医師会会員動物病院等に約1,000個のペットケージを備蓄しています。また、飼い主のもとへ速やかに帰れるように、21年度からマイクロチップの装着費用の一部助成事業を開始しました。

このように、ガイドライン等の整備に加え、実際の災害を想定した訓練等を実施し、災害時に備えています。

※横浜市獣医師会会員の市内約250の動物病院を動物救援病院と指定しています。

【参考3】災害時のペット対策



横浜市保健所ホームページ掲載

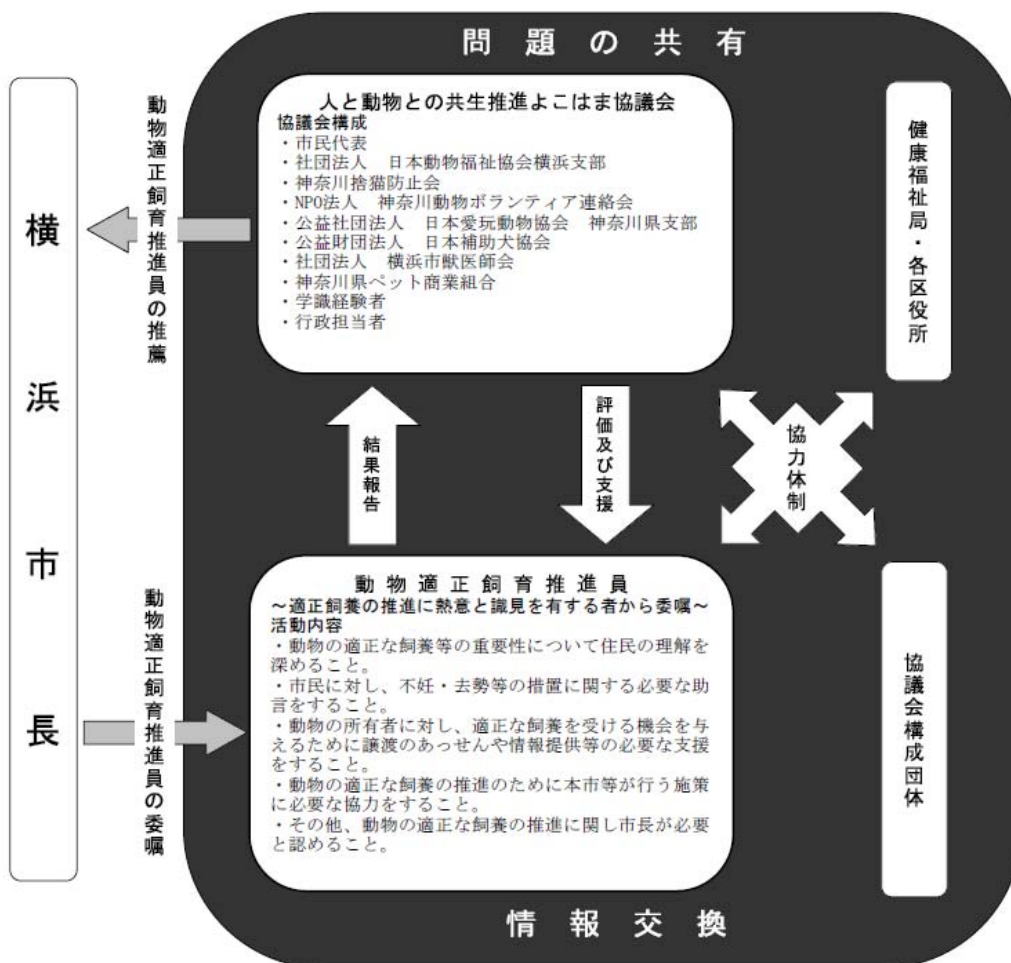
(8) 市民等との協働 【施策9】

本市では動愛法に基づき、動物愛護管理行政を推進する目的で、市民、動物関係団体、獣医師会、学識経験者等で組織する「人と動物との共生推進よこはま協議会」（以下、「協議会」という。）を17年3月に設置し、動物愛護管理施策の推進、問題の解決に取り組んでいます。

横浜市動物適正飼育推進員の委嘱は任期2年とし、これまで3期目を迎えており、23年12月現在、協議会構成団体から推薦を受けた57名の市民が委嘱されています。

本市動物愛護管理業務の施策推進にあたっては、市民ボランティアや動物関係団体等と協働で取り組みます。（動物に関する知識や技術習得等の情報交換）

【参考4】人と動物との共生推進よこはま協議会関係図



6 関係者の役割

(1) 市民

「動物愛護意識」や「動物の適正飼育」について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

(2) 地域

行政との連携により、地域での動物に対する理解を促進し、住民相互の協働意識を醸成することで、近隣の友好性を維持し、動物飼育に起因する様々な問題発生が期待されます。

(3) 飼い主

動物の生態、習性、生理等を理解した上で、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。

また、ノラ猫の世話をするにも、近隣住民の理解のもと周辺環境に配慮した行為が伴うものと考えます。

(4) ボランティア

数多くの地域における、行政と協働で横浜市動物行政の推進するための活動の担い手です。

(5) 動物関係団体

動物愛護、適正飼育の推進に関する活動を行っているおり、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、飼い主や行政などの関係者への協力及び支援する役割を担います。

(6) 獣医師

動物の治療や病気予防等の相談を主な業務領域としています。

専門家として、動物の飼い主に対して終生飼育、繁殖制限、適正飼育を指導するだけでなく、一般市民に対しても、人と動物の共通感染症、動物の習性等に関する情報提供等を行政と協力して啓発する役割を担います。

(7) 横浜市動物適正飼育推進員

動物の愛護及び管理に関する法律で定められた、動物行政を的確に推進していくための地域の担い手であり、行政とのパートナーシップに基づいた活動により、苦情等に対応し、問題の解決を図ります。

(8) 人と動物との共生推進よこはま協議会

法律に基づき、公募市民、動物関係団体、横浜市獣医師会等で組織し、横浜市動物行政の適正な推進に向け、情報及び意見交換を行い、市内における動物に関する問題解決や適正飼育の推進を図ります。

(9) 動物取扱業者

動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育する市民に対して、適切な飼育方法について必要な説明や情報提供を行い、理解させる責務を担います。

(10) 行政

「人と動物の調和のとれた共生」の実現を図るために必要な施策を策定し実現することにより、動物に起因する諸問題の解決するため、市民、地域、ボランティア、横浜市動物適正飼育推進員等の活動を支援する役割を担います。

人と動物の調和のとれた共生社会



関係者同士の協力の輪
行政から関係者への支援